

平成30年度熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業実施要項

熊本市教育委員会

熊本市PTA協議会

1 プール開放の趣旨

夏季休業中は、児童・生徒が水泳に親しみ、積極的に体力づくりに取り組むよい機会である。夏季休業中において、熊本市立小・中学校のプールを安全・安心の確保を図りながら開放することにより、児童・生徒の健康・体力の増進と健全育成を図る。

2 運営体制

(1) 主催

学校のプール開放は、開放を希望する各学校のプール開放運営委員会と熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する。

各学校のプール開放運営委員会は、当該学校の単位PTA及び当該学校の教職員によって組織する。

(2) 協力

熊本市PTA協議会（以下「PTA協議会」という。）は各学校のプール開放運営委員会に対し様々な助言・協力を行うこととする。

3 プール開放運営委員会の役割

各学校のプール開放運営委員会は次の役割を担う。

(1) 運営マニュアル及び監視マニュアルに基づいたプール開放の運営

開放期日や時間、監視体制、児童・生徒の割り振り等の計画を立て、運営マニュアル及び監視マニュアルを作成し、これをもとにプール開放の運営を行う。特に、遊泳ルールや遊泳制限等については授業における「水泳のきまり」等をマニュアル作成に生かすようにする。

(2) 研修会の実施

保護者のプール監視についての危機意識向上を目的に「保護者プール監視員研修会」を計画し実施する。

ア 実施時期

プール開放前まで

イ 内容

「運営マニュアル」「監視マニュアル」の説明及び消防局等が作成したマニュアルに基づくもの

(3) 受講者名簿の管理

「保護者プール監視員研修会」の受講者名簿を作成し管理する。

(4) 教職員の役割

児童・生徒に対し、プールのきまりを守り安全な行動を取るよう夏休み前に十分指導を行う。また、プール開放時には、適宜プールを巡回し声かけなどを行うようにする。

学校長は、心肺蘇生法教職員インストラクターが消防局員等と協力して指導を行うことができるよう配慮する。

4 開放日数等

開放日数や時間等は、各学校のプール開放運営委員会が各学校の実情に応じて設定する。

開放は、8月13日（月）、8月14日（火）、8月15日（水）を除く平日とし、9：00～15：00を目安とする。

5 開放の対象

プール開放の対象者は、当該学校の全ての児童・生徒とする。

6 使用料

使用料は無料とする。

7 監視体制

各学校のプール開放運営委員会は、次の監視体制を整備する。

(1) 配置人数

保護者運営リーダー1人、保護者プール監視員4人以上（ただし保護者付き添いを条件に開放する場合においては保護者プール監視員を置かないことができる）、専属監視員2人以上を配置する。

※この人員は最低の数であり、プールの形状によっては保護者プール監視員の人数を増やす。

(2) 小規模校等の特例

ア 1コマの計画遊泳者数が15人～30人未満の場合は次のような監視人数を配置することができる。

①大プールと小プールがある場合・・・保護者運営リーダー1人、保護者プール監視員3人以上、専属監視員2人以上

②大プールのみの場合・・・・・・・・保護者運営リーダー1人、保護者プール監視員2人以上、専属監視員2人以上

イ 1コマの計画遊泳者数が15人未満の場合は次のような監視人数を配置することができる。

①大プールと小プールがある場合・・・保護者運営リーダー1人、保護者プール監視員2人以上、専属監視員2人以上

②大プールのみの場合・・・・・・・・保護者運営リーダー1人、保護者プール監視員1人以上、専属監視員2人以上

8 保護者運営リーダー、保護者プール監視員及び専属監視員の要件等

以下の要件等を満たさない場合は、プールを開放することはできない。

(1) 保護者運営リーダー及び保護者プール監視員の要件

保護者運営リーダー及び保護者プール監視員は、次のア～ウの全ての要件を満たすこととする。

ア 当該学校の保護者であること。

イ 当該年度において「保護者プール監視員研修会」を受講していること。

ウ 保護者プール監視員は、全員プールに入ることができる服装で監視すること。

(2) 専属監視員の配置とその要件

専属監視員の配置については、原則として警備会社への委託とし、次のア～オの全ての要件を満たす者を専属監視員として配置する。

警備会社に委託しない場合も、同じく次のア～オの全ての要件を満たす者を専属監視員として配置する。

ア 次の①の資格等を証明するもの、もしくは②の受講修了証をもっていること

① 次のいずれかの資格または講習等の受講証・修了証等

プール安全管理者資格、水泳指導管理士資格、水上安全法救助員資格

プール管理責任者資格、ライフセーバー資格

日体協公認スポーツ指導者資格（公認水泳指導員）

日本水泳連盟基礎水泳指導員資格

日本赤十字社 救急法基礎講習

日本赤十字社 救急法救急員養成講習

消防局 普通救命講習

消防局 上級救命講習

② 当該年度の教育委員会主催の専属監視員研修会

イ 児童・生徒の命を守るという視点から、状況に応じて教育的に配慮した指示等ができること。

ウ 計画する開放日に勤務できること。

エ 原則として当該学校の保護者でないこと。

オ 専属監視員は、保護者運営リーダー及び保護者プール監視員との明確な区別がつくようにビブス等を着用すること。

9 遊泳制限

(1) 学年による遊泳場所制限

ア 低学年・・・小プールを使用

イ 中・高学年・・・大プールを使用

※小プールがない学校は、大プールの最深部の水深を90cm以下にして使用する。(水深を下げるできない場合は、低学年の遊泳場所を水深90cm以下の場所に仕切って使用するようにする)

※小プールがあっても大プールの水深を90cm以下にすれば低学年でも遊泳することができる。

(2) 人数による遊泳制限

1コマの計画遊泳者数は80人以内とし、プール開放計画作成においては80人以内となるよう前年度の実績や学年又は地区の割り振り等を考慮し計画する。

※特に、小プールが混み合うことが想定される場合は、学年の割り振り等を工夫する。

10 説明会等

(1) 教育委員会と市PTA協議会は、各学校のPTA会長等を対象とした「平成30年度熊本市立小・中学校夏休みプール開放事業」の説明会を実施する。

(2) 教育委員会は、プール開放監視業務委託を希望する警備会社等を対象とした「事業説明会」を実施する。

(3) 教育委員会は、専属監視員を対象とした「専属監視員研修会」を実施する。

11 経費負担

プール開放の経費は、以下のとおりとする。

教育委員会の負担	28万円上限（専属監視員配置経費、プール薬剤費、保護者プール監視員研修会講師謝金、ビブス代、労働者災害補償保険代）
プール開放運営委員会の負担	上記以外の経費及び28万円を超えて係る経費

12 傷害保険・損害保険

各学校のプール開放運営委員会は、熊本県PTA共済（P災）及びPTA団体賠償保険（これらと同等以上の補償があるものを含む）に加入する。

13 契約

各学校のプール開放運営委員会は、専属監視員との契約にあたり、契約書等に以下の事項を明記すること。

(1) 要項8-(2) 監視体制に記載のいずれかの資格または講習受講を証明するもの

(2) 専属監視員が交代する場合の手続きについて

(3) 悪天候による中止の場合の手続きについて

(4) 労働者災害補償保険（労災保険）の手続きについて（個人と契約する場合に限る。）

14 提出書類等

(1) 各学校のプール開放運営委員会は、7月13日（金）までに次の①及び②をPTA協議会をとおして、教育委員会に提出しなければならない。なお、提出がない場合は

プール開放ができないものとする。

①「学校プール開放実施計画書」(様式1)

②「運営マニュアル」「監視マニュアル」(各学校のプール開放運営委員会作成)

(2) 各学校のプール開放運営委員会は、開放事業終了後9月14日(金)までに次の

①及び②をPTA協議会をとおして教育委員会に提出する。

①「学校プール開放実施報告書」(様式2)

②「請求委任及び口座振替支払依頼書」(様式3)

なお、教育委員会は、適正な業務が行われていないと判断した場合、負担金の全部または一部を払わないことができる。

(3) 開放中に救急車を要請する等の事故が発生したとき、当該学校の運営委員会委員長は直ちに教育委員会に報告するとともに、「事故報告書」(様式4)を提出しなければならない。

15 その他

・市PTA協議会及び教育委員会は運営上支障があると認めた場合は、プール開放を中止することができる。

・PTA加入の有無に伴う対応方針については、別途定める。

(施行期日)

附則

この要項は、平成30年4月10日から施行する。